

鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、多様な集落営農の組織化及び機械施設の整備等を支援するとともに、組織の継続性を確保し、将来に向けても集落農地を維持できる体制づくりを進めるため、次世代への運営の継承を円滑に進めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県集落営農体制強化支援事業実施要領（平成26年4月17日付第201400006593号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行われる別表第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、本補助金の額に2分の3を乗じて得た額以上の補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金の交付は、別表第2欄に定める1事業実施主体につき、最大3年間（以下「事業実施期間」という。）行うものとする。

4 別表第3欄に掲げる農業用機械及び附属施設の整備と一体とは認められない（資産計上の対象とされない）もの及び10万円未満の機械等は対象外とする。

5 別表第2欄の事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者）をいう。）への発注に努めなければならない。

6 また、補助事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から原則として20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）が間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、本補助金の変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助事業により整備した機械又は施設に、事業実施年度と間接補助事業名を表示するよう指示しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

- 第 11 条 規則第 17 条第 3 項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の 4 月 20 日までに行わなければならない。
- 2 前項による報告は様式第 5 号に掲げる様式によるものとする。

(間接補助金の支払い)

- 第 12 条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

- 第 13 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の機械及び施設
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第 5 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

- 第 14 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第 1 項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、前条第 2 項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

- 第 15 条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 10 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

- 第 16 条 補助事業者又は間接補助事業者は、間接補助事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第 5 号）及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(雑則)

- 第 17 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 17 日から施行し、平成 26 年度以降に実施する事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次世代につなぐ地域農業バックアップ事業を実施したものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 30 日から施行し、平成 27 年度以降に実施する事業から適用する。
- なお、平成 27 年 3 月 31 日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度以降に実施する事業から適用する。
なお、平成29年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月12日から施行し、平成30年度以降に実施する事業から適用する。
なお、平成30年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度以降に実施する事業から適用する。
なお、平成31年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年度以降に実施する事業から適用する。
なお、令和2年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月13日から施行し、令和3年度以降に実施する事業から適用する。
なお、令和3年3月31日までに計画承認を受けたものについては、従前の例による。

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更	6 その他
区分	事業内容					
規模大発型 ・展支援	農業用機械の査入 業施設・用及帯の 業導入処分機械附 導定(1)農業機械設 入(2)個人所有の中 古販売等	集落営農組 織 〔要件〕 ・集約の農 の締結農 の集約農 の地内過 半を積	集落営農組 織に要する 経費 （1）適切な 農業用機 械及び （2）組織 化にあたり 不要となる 個人所有 の機械の中 古販売、廃 棄等に要す る経費 〔1組織当 たり事業実 施期間合計 補助上限額 ・小規模組 織 7,000千 円 ・大規模組 織 12,000 千円 ※大規模組 織とは、目 標経営面積 概ね20ha 以上の組織 とする。〕	1/3	補助額の増額	ル等保昭年1）く設加と設し者芸共は建や償等に補須すにるす ース業（2第号づ施の象施入業園 又の済補除災る必）すと ニウ農法2律5基芸済対る導農、設、間共害除天すを。入の ビハの険和法8に園共入なをたは施済民物損保（対償とる加もる。
人材保支 ・確型援	人材保支 ・確型援 （1）オペ ーター等 人材育成 研修 （2）法面 草刈機及 びグランド カバープ ランツの 導入 （3）園芸 品目の試 作等の取 組 （4）賑わ い活動の 促進	集落営農組 織 〔要件〕 ・集約の農 の締結農 の集約農 の地内過 半を積	集落営農組 織に要する 経費 （1）オペ レーター等 の人材育成 研修に要 する以下の 経費 ①実務研 修（指導者 に支払う謝 金等） ②免許取 得（農業大 学校及び自 動車学校 での大型特 殊免許取得 に要する経 費等） ③ドロー ンの操作講 習に要する 経費 （2）法面 草刈機及び グランドカ バープラン ツの導入に 要する経費 （3）園芸 品目の試作 等に要する 経費 （4）集落 営農活動へ の参画を促 すための農 作業体験イ ベントの開 催費等 〔1組織当 たり事業実 施期間合計 補助上限額 （1）200千 円 （2）2,200 千円 急傾斜地を 含む組織 2, 600千円 （3）200千 円 （4）100千 円〕	1/3 ※（2）の うち急傾 斜地（注） を含む集 落農組 2/5	補助額の増額	

（注）急傾斜地とは、田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上の傾斜を示す。

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県集落営農体制強化支援事業計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 地区名

3 事業の内容

区分	項目	数量	単価	金額	備考
	(事業実施主体名)		円		

- 注1) 補助対象期間における事業計画及び実績を別紙様式1に記載して添付すること。
 2) 事業を行うにあたって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度資金の融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合は、備考に「融資該当有」と記載の上、別紙様式2に融資の内容を記載して添付すること。
 3) 本様式を実績報告書とする場合には、財産管理台帳の写しを添付すること。

4 事業費の内訳

区分	事業費	内訳			備考
		県費	市町村費	その他	

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

6 園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（○年○月）・対象施設を導入しない）

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

7 他の補助金の活用の有無（有・無）

(1) 活用する補助金名
(2) 事業内容
(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

- 注1) 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。
 2) 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。
 3) (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

8 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

9 その他

(1) 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。
(2) 今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

10 別紙

機械施設整備支援で県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。）

注）交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について県へ協議すること。

11 添付資料等

- (1) 「組織の規約」、定款及び計画の根拠が分かる資料（総会資料又はビジョン作成話合いの議事録等）
- (2) 事業費の詳細がわかる資料（見積書等）
- (3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、ビジョンに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料
- (4) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」
選定理由には、他のメーカーとの機能比較（客観的に判断できる資料）により、ビジョンの目標を達成するために必要不可欠な理由を記載
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料
農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料
- (6) 実績報告時には、事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
- (7) 受講機関の受講コースの内容や講習料金がわかる資料及び講習を修了したことが証明できる資料
- (8) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し
※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

別紙様式1
計画及び実績

区分	実施 年度	機械施設等の 名称及び規 格・規模等	事業費 (円)	内 訳			備考
				県補助金 (円)	市町村補助金 (円)	その他 (円)	
1年目							
2年目							
3年目							
計							

- 注1) 集落営農ビジョンの計画内容を記載すること。
 2) 事業実施済年度にあつては、実績内容を記載すること。
 この場合、計画内容と実績内容で変更がある場合は、上段に（ ）で計画内容を記載し、下段に実績内容を記載すること。
 3) 事業未実施年度の計画内容を変更した場合は、上段に（ ）で変更前の計画内容を下段に変更後の計画内容を記載すること。
 4) 記入欄は、必要に応じて追加すること。

別紙様式2

種 目・項 目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県集落営農体制強化支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

注1) 本様式を収支決算書とする場合は、1及び2の区分欄を本年度決算額、本年度予算額として記載すること。

2) 事業内容に変更があった場合は、変更前を上段（ ）書きし、変更後を下段に記載すること。

番 年 月 日
号

〇〇市町村長 氏 名 様

職 氏 名

年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書で申請のあった鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業及び間接補助事業
本補助金の対象事業の内容は、……とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。
ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、補助事業及び間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱（平成26年4月17日付第201400006593号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、鳥取県集落営農体制強化支援事業実施要領（平成26年4月17日付第201400006593号鳥取県農林水産部長通知。）及び要綱の規定に従わなければならない。

〔 なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。 〕

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

職 住 所
氏 氏 名 ⑩

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金について、鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	規則第18条の補助金の額の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

番 年 月 日 号

職 氏 名 様

職 住 所 氏 名 印

年度集落営農体制強化支援事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
	算定基準額	交付決定額
交付決定額等	円	円
年度までの実績額①	円	円
年度における実績額②	円	円
年度以降の実施予定額③	円	円
計	円	円

(注) ①から③までの合計は交付決定額と一致するものとする。

様式第6号（第16条関係）

財 産 管 理 台 帳

地区名（集落名）		事業実施年度 年度					交付された補助金名								
事業の内容				工期		経費の配分				処分制限 期間		処分の状況		摘要	
実施 年度	事業実施 主体	工種 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事業 量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総 事業 費	負担区分			耐 用 年 数	処 分 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
								県費 補助金	市町 村費	その 他					
合 計															

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。